

平成26年11月18日

泉佐野市監査委員 明松 優  
同 向江 英雄

## 監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第167号）第199条第5項及び第7項の規定により、下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資法人及び公の施設の指定管理者に対する監査並びに同条第5項の規定による随時監査

##### 2 対象法人及び対象部課

一般財団法人泉佐野市文化振興財団及び市長公室政策推進課

##### 3 対象期間

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

##### 4 監査の実施期間

平成26年10月3日から同月31日まで

##### 5 監査の実施方法

一般財団法人泉佐野市文化振興財団（以下「財団」という。）に対する出資に係る出納その他の事務及び指定管理者業務の執行が、関係法令等及び公益法人会計基準の規定に基

づき適正に執行されているかという点に留意し、財団に対して監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び提出資料に基づく財団職員からの説明聴取により監査を実施した。併せて、市長公室政策推進課（以下「所管課」という。）の財団に対する出資及び指定管理業務の監督に係る事務の執行が、関係法令等の規定に基づき適正に執行されているかという点に留意し、同課担当職員からの説明聴取により監査を実施した。

## 6 着眼点

今回の監査を実施するに当たり、財団に対する出資に係る出納その他の事務及び指定管理者業務の執行並びに所管課の財団に対する出資及び指定管理業務の監督に係る事務の執行について、以下の項目に着眼して実施した。

- (1) 諸規程等の整備及び文書管理の状況（財団）  
定款その他の規程等の整備及び文書の保管が適切に行われているか。
- (2) 市出資金（財団）  
市出資金の管理が適切に行われているか。
- (3) 公印の管理状況（財団）  
公印の保管及び管守が適切に行われているか。
- (4) 現金等の管理状況（財団）  
現金、通帳等の管理が適切に行われているか。
- (5) 財務諸表等の作成状況（財団）  
財務諸表等の作成が法令等に準拠して行われているか、また、財政状態及び経営成績が適正に表示されているか。
- (6) 経理の状況（財団）  
経理処理が適正に行われているか。
- (7) 公の施設の指定管理業務（財団及び所管課）  
泉佐野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び泉佐野市立文化会館管理運営に関する基本協定書の規定に基づき、業務及びその監督が適切に行われているか。

## 7 出資法人の概要

- (1) 設立目的  
市民の文化活動の振興を図り、地域文化の創造に寄与すること。

- (2) 設立年月日  
平成 7 年 4 月 4 日（一般財団法人への移行は平成 23 年 4 月 1 日）
- (3) 基本財産  
3, 000, 000 円（市の出資比率：100%）
- (4) 事務所の所在地  
大阪府泉佐野市市場東 1 丁目 295 番地の 1
- (5) 実施事業
  - ① 文化事業の企画及び実施
  - ② 文化事業の企画及び実施の受託
  - ③ 文化情報の収集および提供
  - ④ 文化の振興に関する調査及び研究
  - ⑤ 泉佐野市から受託した文化施設の管理運営
  - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (6) 役員及び事務局職員  
（平成 26 年 6 月 27 日現在。ただし、事務局職員は同年 4 月 1 日現在）
  - ① 評議員：15 名
  - ② 理事：9 名（うち理事長 1 名・副理事長 1 名）
  - ③ 監事：2 名（公認会計士及び市市長公室長）
  - ④ 事務局職員：9 名（財団職員 5 名・非常勤職員 4 名）

## 第 2 監査の結果

### 1 財団

財団に対する出資に係る出納その他の事務及び指定管理者業務の執行については、おおむね適正に処理されているが、以下の点において不備が見られた。

- (1) 財団の諸規程において、「寄附行為」や「財団法人」など、一般財団法人への移行時に処理すべき用語の改正が行われていなかった。
- (2) 一般財団法人泉佐野市文化振興財団契約規則では、契約書又は検査調書の作成が省略できるのは、契約金額 50 万円未満のものと規定されているが、50 万円を超える契約案件の支出において、これらの書類が作成されていなかった。
- (3) 泉佐野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条及び泉佐野市立

文化会館管理運営に関する基本協定書第23条の規定により、指定管理業務に係る事業報告書を毎年度終了後30日以内に提出しなければならないとされているが、期限内に提出できていなかった。

なお、上記のほか、事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

## 2 所管課

財団に対する出資及び指定管理業務の監督に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されているが、指定管理業務に係る財団からの事業報告書を期限内に徴していなかった。

## 第3 意見

### 1 財団

- (1) 一般財団法人への移行時に処理すべきであった諸規程中の用語については、改正の手続きを行い、適正な状態にされたい。
- (2) 契約書及び検査調書等の書類については、一般財団法人泉佐野市文化振興財団契約規則の規定に基づき、適切に作成されたい。
- (3) 指定管理業務に係る事業報告書については、期限内に提出されたい。

### 2 所管課

指定管理業務に係る財団からの事業報告書を、期限内に徴するようにされたい。

なお、指定管理業務に係る事業報告書について、期限内の提出が困難であることが明らかな場合は、全庁的な調整を行い、条例の改正も視野に入れた対応を検討されたい。